平成14年(行ケ)第199号 特許取消決定取消請求事件 平成15年7月29日口頭弁論終結

株式会社片山化学工業研究所 訴訟代理人弁理士 信太郎 河 堀 Ш かおり 同 特許庁長官 今井康夫 被 指定代理人 眞紀子 瀬 板 隆 同 橋 森 同 田 ひとみ 大 橋 良 同 色 由美子 同 涌 井 幸 同 主 文

特許庁が異議2000-70863号事件について平成14年2月26 日にした決定を請求項1ないし3のいずれについても取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。 事実及び理由

- 当事者の求めた裁判 第 1
 - 原告

主文と同旨

- 被告

 - (1) 原告の請求を棄却する。 (2) 訴訟費用は原告の負担とする。
- 当事者間に争いのない事実
 - 特許庁における手続の経緯

原告は、発明の名称を「イソチアゾロン水性製剤の安定化方法」とする特許 第2943816号の特許(平成2年5月16日特許出願(優先権主張日平成元年 5月17日。以下「本件優先権主張日」という。), 平成11年6月25日設定登 録、以下「本件特許」という。登録時における請求項の数は4である。)の特許権 者である。

本件特許に対し、請求項1ないし4のすべてにつき、特許異議の申立てがあ 特許庁は、これを異議2000-70863号事件として審理した。原告は この審理の過程で、平成12年11月20日、本件出願に係る願書に添付された明 細書の訂正を請求した(以下,この訂正を「本件訂正」という。本件訂正により, 請求項の数は3となった。)。特許庁は、審理の結果、平成14年2月26日に、 「訂正を認める。特許第2943816号の請求項1ないし3に係る特許を取り消

す。」との決定をし、平成14年3月27日にその謄本を原告に送達した。
2 特許請求の範囲(本件訂正による訂正後のもの。以下、請求項1に記載され た発明を「本件発明1」といい、各請求項に記載された発明をまとめて「本件発 明」という。)

「【請求項1】殺菌有効成分としての一般式(Ⅰ):

(式中、Xは水素原子または塩素原子) ,Yはメチル基) で表されるイソチアゾロン化合物(判決注・以下「イソチアゾロンa」ともいう。)が 1 ~ 2 0 重量%配合 されてなる水性製剤に、一般式 (I I)

$$X_1 \longrightarrow C \longrightarrow Y_2$$
 Y_1

〔式中、×1はニトロ基またはシアノ基、×1、×2は各々臭素原子、ニトロ 基、シアノ基、アミノカルボニル基、またはヒドロキシル基、臭素原子もしくはシ アノ基で置換されている低級アルキル基。または

$$-C \xrightarrow{R_1} R_2$$

$$O \xrightarrow{C} R_3$$

$$O$$

(式中, R₁, R₂, R₃は各々低級アルキル基または水素原子)で示される 基, またはY₁もしくはY₂のいずれか一方が

(式中、 Y_3 は水素原子またはハロゲン原子、Aは水素原子、ハロゲン原子、 ニトロ基または低級アルキル基、mは $1 \sim 3$ の整数)で示される基で他方が水素原子もしくは臭素原子であるか、 Y_1 と Y_2 が共同して

(式中, Aは水素原子, ハロゲン原子, ニトロ基または低級アルキル基, mは 1~3の整数)で示される基を構成するか, Y1とY2が結合して低級アルキル基によって置換されていてもよいジオキサン残基を示す。〕で表される安定化成分を配合して, イソチアゾロン化合物に長期貯蔵安定性を付与することを特徴とするイソチアゾロン水性製剤の安定化方法。

【請求項2】水が、水性製剤中に5重量%からイソチアゾロン化合物と安定化成分との合計量の残部まで配合されてなる請求項1に記載の安定化方法。

【請求項3】安定化成分が、イソチアゾロン化合物1に対して重量比で0.004~0.1配合されてなる請求項1または2に記載の安定化方法。」

3 決定の理由 別紙決定書の写しのとおりである。要するに、本件発明は、いずれも特開昭 62-70301号公報(甲第2号証。以下、決定と同様に「刊行物1」とい う。)に記載された発明(以下「引用発明」という。)と同一のものである、とす るものである。

な差違とは認められない。」(決定書6頁23行~33行)と判断した。 第3 原告主張の決定取消事由の要点

決定は、引用発明の認定を誤り(取消事由1,2),その結果、本件発明1の新規性を否定したものであり、上記誤りが本件発明のそれぞれについての決定の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、いずれの請求項についても違法として取り消されるべきである。

1 取消事由 1 (刊行物 1 に安定な遊離イソチアゾロン a の水性製剤が開示されている、との認定の誤り)

刊行物1に、本件発明1の一般式(I)のイソチアゾロン(イソチアゾロンa)の金属塩ないしコンプレックス(以下「金属塩コンプレックス」という。)の水性製剤についての開示があるのは、事実である。しかし、同刊行物には、金属塩コンプレックスではないイソチアゾロンa(以下「遊離イソチアゾロンa」という。)の水性製剤は記載されていない。

(1) 刊行物1の請求項1の記載は,

「一般式

〔式中、R₁は水素原子またはハロゲン原子を、R₂は水素原子または炭素数1~18のアルキル基を示す〕で表わされる3ーイソチアゾロン化合物(イソチアゾロンaを包含するものであるから、以下、「イソチアゾロンA」という。)またはその金属塩コンプレックスの1種または2種以上と、2、2ージブロモー3ーニトリロプロピオンアミドおよび/またはヘキサクロロジメチルスルホンとを有効成分として含有する工業用殺菌組成物」

というものである。この記載から明らかなように、刊行物1の請求項1には、単に、その対象物がイソチアゾロンAと2、2ージブロモー3ーニトリロプロピオンアミド(DBNPA)との両成分を有効成分として含有することと、その対象物が工業用殺菌組成物であることのみが記載されているにすぎない。

刊行物1の発明の詳細な説明を見ても、金属塩コンプレックスではないイソチアゾロンA(以下「遊離イソチアゾロンA」という。)を工業用殺菌組成物として水性製剤とすることの裏付けとなる記載は、全く見いだすことができない。

(2) 決定は、刊行物 1 には、「それ(判決注・イソチアゾロンA と D B N P A の組成物)が、水溶剤に調整されること(上記摘示事項 B)」(決定書 6 頁 8 行)が記載されていることを挙げ、これを、同刊行物に遊離イソチアゾロンA の水性製剤が記載されている、との認定の根拠にしているとして、「水溶剤」をイソチアゾロンA の水性製剤のように認定している。しかし、決定の挙げる刊行物 1 の上記記載は、決定の上記認定の根拠になるものではない。

「水溶剤」とは、水溶性の有効成分を粉末、粒状などにした固形剤で水に溶かすと容易に水溶液となる製剤を意味するものであり、水性製剤とは異なる。すなわち、刊行物1には、イソチアゾロンAとDBNPAとを適当な液体に溶解することは記載されているものの、その液体担体の例としては、水溶性有機溶媒が挙げられているだけであり、その中に水は例示されていない。したがって、刊行物1における「水溶剤」が遊離イソチアゾロンAの水性製剤を開示するものではないことは、明らかである。

(3) 決定は、刊行物1の「実施例1には本件発明1での一般式(I)の化合物に該当する5ークロロー2ーメチルー4ーイソチアゾリンー3ーオン3. 0重量%および2ーメチルー4ーイソチアゾリンー3ーオン1. 0重量%と本件発明1での一般式(II)の化合物に該当するDBNPAなどとジエチレングリコール、水を混合溶解し製品とすることも記載されている」(決定書6頁12行~17行)と認定し、刊行物1に、遊離イソチアゾロンaの水性製剤の実施例が記載されているような認定をしている。しかし、刊行物1の実施例1は、多価金属塩(または多価金属イオン)を含有するものであって、遊離イソチアゾロンaの水性製剤の実施例を開示するものではない。

(4) 決定は、「刊行物 1 に係る発明の出願当時において、多価金属塩(または 多価金属イオン)を含有しないイソチアゾロン化合物(遊離イソチアゾロン)の水 性製剤は当業者に知られていたところであり(例えば、特開昭53-118527号公報(特許請求の範囲、第2頁左下欄第19行~同右下欄第8行)、特公昭61 -25004号公報(特許請求の範囲,実施例5),特開昭50-95429号公 報(特許請求の範囲の請求項4,第5頁右上欄第8~13行)など参照)」(決定 書7頁11行~17行)と認定する。しかし、この認定は誤りである。

(7) 刊行物1に、本件発明1に係る遊離イソチアゾロンaの水性製剤が記載されているか否かは、刊行物1の明細書全体の記載及び刊行物1の公開時における 技術常識を参酌して認定すべきである。決定が、「刊行物1に係る発明の出願当時に」おける技術常識を参酌するかのようにいったのは明らかな誤りである。

(1) 決定が上記認定の根拠として挙げた三つの文献中、特公昭61-250 04号公報(甲第4号証の1。以下「甲4文献」という。)には、その実施例5と して、金属塩コンプレックスではないイソチアゾロン(遊離イソチアゾロンA等を 包含するものである。以下、単に「遊離イソチアゾロン」という。)の水性製剤が記載されている。しかし、他の二つの文献(特開昭53-118527号公報(甲 第5号証。以下「甲5文献」という。)及び特開昭50-95429号公報(甲第6号証。以下「甲6文献」という。)及び特開昭50-95429号公報(甲第6号証。以下「甲6文献」という。))には、遊離イソチアゾロンそのものの水性製剤についての具体的な記載はない。甲5文献及び甲6文献における、水を溶媒として用いてもよい旨の記載における「水」とは、殺菌剤として現実に使用するに当 たってイソチアゾロンを溶解するために用いられる溶媒のことであって、イソチア ゾロンを長期間保存するための「製剤」を調製するに当たって用いられる溶媒のこ とではない。

- (ウ)遊離イソチアゾロンは,本件発明の出願時(本件優先権主張の日当 時),優れた抗菌性を示す物質として、よく知られていた化合物である。しかし、 遊離イソチアゾロンは、水に対して不安定であること、そのため、これを水性製剤 とするには多価の金属塩コンプレックスとする必要があることが、当時の技術常識
- (エ) 刊行物1の公開時において、遊離イソチアゾロンの水性製剤が安定して 存在し得ることは、当技術分野において一般的に知られている周知技術ではない。 そのころ、遊離イソチアゾロンの水性製剤が安定して存在し得ることを示す多数の公知文献が存在した、という事実はない。文献を例示する必要がないほど、このことが当技術分野に知れわたっていたということもない。当業者における経験則から自明な事項でもないことは、いうまでもないところである。
- (オ) 引用発明の発明者は、もし、遊離イソチアゾロンAの水性製剤を安定化 する発明を見いだしていたのであるならば、これを同発明の実施例として刊行物1 に記載し、その特許性を主張していたはずである。なぜならば、遊離イソチアゾロ ンAの水性製剤の貯蔵安定性は、同発明の出願時の技術的課題であるとともに、特
- 許性を主張することができる意外な効果であるからである。 (5) 以上のとおり、刊行物1には、遊離イソチアゾロンAの溶媒としての 「水」が記載されていない。したがって、遊離イソチアゾロンaの水性製剤がそこ に具体的に記載されているとすることはできない。刊行物 1 の公開時の技術常識を 参酌して同刊行物をみても、そこに遊離イソチアゾロンaの水性製剤についての記 載があると解することはできない。
- 2 取消事由2(刊行物1に記載されたDBNPAが安定化成分であるとの認定 の誤り)
- 決定は、前記のとおり、刊行物1には、DBNPAを配合して、効果の持続性に優れ貯蔵安定性の高いイソチアゾロンAの水性製剤とする方法(引用発明)が 記載されていると認定し、本件発明1では、DBNPAを「安定化成分」としてい るのに対し、引用発明ではDBNPAを「有効成分」としている点で一応相違する ものの、これは実質的な差違とは認められない、と判断した。

しかし、この認定判断は誤りである。刊行物1には、DBNPAを安定化成

分として使用することができる。との技術思想の開示はない。
(1) 引用発明は、公知の殺菌剤である遊離イソチアゾロンA又はその金属塩コンプレックスと、同じく公知のDBNPA等とから成る、いわゆる「合剤」の発明 である。合剤の発明の効果としては、2成分を組み合わせることにより、それぞれ の成分のみから成る剤に比べて、抗菌力が強くなるとか、相乗効果が得られると か、持続性に優れるとかの、合剤の効果として考えられる効果を記載するのが通常 である。毒性が低くなることも、安定性が高くなることも、一般に、よく記載され る事項である。

刊行物1には、効果が持続することは極めて具体的に示されているのに対 し、引用発明の効果として抽象的に記載されている「貯蔵安定性及および使用時の安定性が高い」(甲第2号証5頁左上欄17行)ことについては、具体的には何も 示されていない。仮に、引用発明中にそのような効果のあるものがあったとして も、それは、遊離イソチアゾロンAとDBNPA等を組み合わせたものではない。 刊行物1には、イソチアゾロンAの金属塩コンプレックスとDBNPA等とを組み 合わせた水性製剤についての記載だけあって、遊離イソチアゾロンAとDBNPA 等を組み合わせた水性製剤についての記載はなく、刊行物1のこのような記載状況 の下で、同刊行物において、遊離イソチアゾロンAとDBNPAとの水性製剤についてまで、「貯蔵安定性及び使用時の安定性が高い」という効果があるとされてい

るとは、到底考えられないからである。 (2) 刊行物 1 においては、 D B N P A は、イソチアゾロン A 1 重量部に対し 0. 1~9 重量部配合され、実施例においては、イソチアゾロンaと同程度あ るいは2重量倍と多量に使用されている。しかも、このように多量のDBNPAを用いても、実際にイソチアゾロンAが「安定化」したという記載はない。本件発明1においては、イソチアゾロンA1に対して、DBNPAを重量比で0.004~0.1と、非常に微量に加えることにより安定化効果が期待できるのである。

引用発明における、DBNPAの上記のような配合量も、引用発明のDB NPAが遊離イソチアゾロンAの水性製剤の安定化剤であるわけではないことを物

語るものというべきである。

(3) 本件発明1の技術分野で使用され、それ自体に抗菌性があるとされている化合物を8種類選択して、安定化効果があるかどうかを試験した実験結果(甲第13号証)から分かるように、遊離イソチアゾロンの水性製剤に対する安定化は、抗 菌性があるとされた化合物のうちの特定の化合物によってのみ達成することができ るものである。

したがって、刊行物1に、イソチアゾロンAの金属塩コンプレックスと本 件発明の安定化成分に対応する抗菌性がある化合物(DBNPA)とが一つの製剤 中に存在すると記載されているからといって、そのことから、当業者が、その化合 物(DBNPA)が安定化成分としても働き得ることを容易に予測することができ

る、ということになるものではない。 刊行物1において、DBNPAが遊離イソチアゾロンAに対して分解を防止するような安定化成分と成り得ることは、記載も示唆もされていないと判断され るべきである。

被告の反論の要旨

決定の認定判断は、いずれも正当であって、決定を取り消すべき理由はな

取消事由1(刊行物1に安定な遊離イソチアゾロンaの水性製剤が開示され ている、との認定の誤り)について

(1) 決定は、刊行物1につき、その請求項1に、遊離イソチアゾロンA自体を (1) 決定は、刊行物「につき、その請求項」に、避離イソチアソロンA自体を 殺菌組成物の成分とすることが記載されていること、その発明の詳細な説明には、 遊離イソチアゾロンAを、「水」を溶媒として使用することができる「水和剤」と するほか溶液剤ともすることが記載されていること、及び、実施例 1 に、多価の金 属塩コンプレックスではあるものの、イソチアゾロンaとDBNPA等とジエチレ ングリコール、水を混合溶解し製品とすることが記載されていることを認定した 上、これらの記載と技術常識とに基づき、同刊行物には遊離イソチアゾロンaの水 世間割が記載されていると思っていると思いている。 性製剤が記載されていると認定したものである。決定の引用発明の認定に誤りはな い。

(2) 技術常識について

原告は、決定の「刊行物1に係る発明の出願当時において、多価金属塩 (または多価金属イオン)を含有しないイソチアゾロン化合物(遊離イソチアゾロン)の水性製剤は当業者に知られていたところであり」(決定書7頁11行~13 との認定は誤りである、と主張する。

(7) 原告は、刊行物1の解釈は、同刊行物の明細書全体の記載及び同刊行物 の公開時における技術常識を参酌して認定すべきである、と主張する。しかし、 のような場合の技術常識は,本件発明1の出願時(本件優先権主張日)を基準時と して判断するべきである。

(イ) 本件優先権主張日において、多価の金属塩コンプレックスとしたイソチ アゾロンの水性製剤だけでなく、多価の金属塩コンプレックスとしない遊離イソチ

アゾロンの水性製剤も存在していた。 「水性製剤」には、水のみを溶媒とするものだけではなく、水性溶媒 (親水性有機溶媒と水の混合溶媒)を溶媒とするものがあり、特開昭61-561 74号公報(甲第7号証の3。以下「甲7の3文献」という。)には、遊離イソチ アゾロンの水性溶媒(親水性有機溶媒と水との混合溶媒)を溶媒とする水性製剤で あって,本件発明1で得られる水性製剤の貯蔵安定性に勝るとも劣らないものが記 載されている。

(ウ) 遊離イソチアゾロンの水性製剤が周知であったことは、決定において周知例として例示した、甲4文献、甲5文献、甲6文献の記載からも明らかである。 甲4文献の実施例5は、補正により追加されたものである。しかし、甲 この補正の内容も含めて、その記載内容のすべてが本件優先権主張日前 4 文献は. に公知となった刊行物である。

本件特許に対応する欧州特許である欧州特許第EP-B-039879

毎日日日に対応する欧州村町にある欧州村町第三に一日一日398795号を取り消す欧州特許庁の異議の決定においても、甲5文献には遊離イソチアゾロンの水性製剤が開示されている。

(I) 以上のとおり、イソチアゾロンが、多価の金属塩コンプレックスの水性製剤だけではなく、遊離イソチアゾロンの水性製剤としても存在することは、本件優先権主張日当時において、技術常識として知られていたことである。

(3) 刊行物 1 に開示された発明を、発明の実施態様の一つである実施例のもの に限定して認定しなくてはならない理由はない。刊行物1には、その実施例の記載と本件優先権主張日当時の技術常識からみれば、遊離イソチアゾロンa自体の水性 製剤も開示されていると認定することができるのである。 2 取消事由2(刊行物1に記載されたDBNPAが安定化成分であるとの認定

の誤り) について

刊行物1には、DBNPA等を配合した引用発明の組成物について、「i) 抗菌力が強く、しかも相乗効果がある。・・・iii)貯蔵時および使用時の安定性が高い。」(甲第2号証5頁左上欄15行~17行)との効果を有することが記載さ れている。この記載は、DBNPA等が奏する複数の効果のうちの一つであるイン ゾロンAの安定化という効果を示したものである。そうである以上、刊行物 1 本件発明の特定の安定化成分であるDBNPAを安定化剤として使用するこ チアゾロ:には、本体 とが開示されている、ということができるのである。

刊行物1には、DBNPA等を安定化成分として使用する、遊離イソチアゾ ロンA(イソチアゾロンaを含むものである。)の水性製剤を安定化する方法が開 示されている、とした決定の認定に誤りはない。

当裁判所の判断

取消事由1(刊行物1に安定な遊離イソチアゾロンaの水性製剤が開示され

ている。との認定の誤り)について 原告は、刊行物1には、イソチアゾロンaの金属塩コンプレックスの水性製 剤についての開示はあるものの、遊離イソチアゾロンの水性製剤は記載されていな い、と主張する。

(1) 刊行物1には、次の事項が記載されている。

「一般式

$$R_1$$
 S R_2

〔式中、R1は水素原子またはハロゲン原子を、R2は水素原子または炭素 数1~18のアルキル基を示す〕で表わされる3-イソチアゾロン化合物またはそ の金属塩コンプレックスの1種または2種以上と、2、2ージブロモー3ーニトリロプロピオンアミド・・・とを有効成分として含有することを特徴とする工業用殺菌組成物。」(甲第2号証1頁、特許請求の範囲)

「本発明組成物はラテックスエマルション、織物エマルション、エマル ションペイント,エマルションワックス,紡糸油,工業用冷却水,白水,フラッド ウオーターなどの含水組成物の防腐防黴に優れた効果を発揮し、・・工業用殺菌剤 として極めて有用である。」(同3頁右上欄9行~17行)

(ウ) 「本発明組成物は① I T (判決注・イソチアゾロン化合物の略。) また

はその金属塩コンプレックスの1種または2種以上とDBNPA・・・を適当な液体(たとえば通常の溶媒)に溶解するか、あるいは分散させ、または適当な固体担体(・・)と混合するか、あるいはこれに吸着させ・・・、たとえば油剤、乳剤、水和剤、水溶剤、懸濁剤、粉剤、粒剤、微粉剤、ペースト剤などの適宜の剤型として使用する。これらの製剤はそれ自体公知の方法で調製することができる。」(同3頁右上欄18行~左下欄13行)

(I) 「適当な液体担体としては、たとえばアルコール類・・、ケトン類(・・)、エーテル類(・・)、脂肪族炭化水素類(・・)、芳香族炭化水素類(・・)や、その他ハロゲン化炭化水素類(・・)、酸アミド類(・・)、エステル類(・・)、またはニトリル類(・・)などが使用できるが、たとえばグリコール類(たとえばエチレングリコール、プロピレングリコール・・)・・・などの水溶性溶媒が好適である。」(同3頁右下欄18行~4頁右上欄1行)

(オ) 「実施例 1.

5-クロロー2-メチルー4-イソチアゾリンー3-オン3.0%, (以下本明細書中の%は全て重量百分率を示す),2-メチルー4-イソチアゾリンー3-オン1.0%,2,2-ジブロモー3-ニトリロプロピオンアミド6.0%,塩化マグネシウム2.5%,硝酸マグネシウム4.0%,ジエチレングリコール66.5%,水17.0%を混合溶解し製品とする。使用に際しては,そのまま,あるいは溶剤で所定の濃度に希釈して添加する。」(同5頁右上欄4行~13行)

(力) 「実験例2.

実施例1により得られる液剤を製紙工場の中性抄紙マシンチエストへ抄紙量当り100ppmを8時間毎に1回(30分間)添加した。」(同6頁右上欄10行~13行)

(2) 刊行物1には、上記のとおり、引用発明の殺菌組成物は、遊離イソチアゾロンA自体を適宜の剤型とすることができること(上記(ウ))、溶液剤の液体担体(溶媒)としてはエチレングリコール、プロピレングリコールなどの水溶性溶媒が好適であること(上記(エ))が記載され、液体の担体の具体例として、実施例1に水とジエチレングリコールとの水性溶媒が記載されている(上記(オ))。刊行物1にこれらの記載がなされていることからすれば、同刊行物には、引用発明の殺菌組成物を水性製剤とすることが記載されていることが認められるということができる(ただし、その実施例は、上記のとおり、イソチアゾロンAに属するイソチアゾロンaの金属塩コンプレックスであり、遊離イソチアゾロンA自体を水性製剤とすることについては具体的な記載がない。そこで、後記のとおり、この点に関する周知技術について、念のため検討する。)。

原告は、刊行物1において、液体担体の例示に水が挙げられていないことを挙げて、刊行物1に係る殺菌組成物を水性製剤とすることは記載されていないと主張する。しかし、上記のとおり、刊行物1の実施例1には水とジエチレングリコールを溶媒とする水性製剤が記載されているのであるから、水が液体担体として例示されていないことを根拠にして刊行物1に係る殺菌組成物を水性製剤とすることが記載されていないとする原告の主張は、理由がない。

作成していると考えるべきことも当然のことであるから、作成者自身が同刊行物の記載によって何を示そうとしたのか自体が問題になるときには、同刊行物が作成された当時の技術常識に基づいた判断がなされなければならないことになるのは当然である。)。

- (ア) 刊行物 1 に記載されたイソチアゾロン A を含め、イソチアゾロンが、水溶液中において容易に分解する性質を有するものであることは、次のとおり、明らかである。
- ① 米国特許第3870795号(甲第7号証の1, 1975年発行。以下「甲7の1文献」という。)の表6において、イソチアゾロン25%の水溶液が、金属塩「なし」の例で、50 $^{\circ}$ Cの温度、10日間で、そのうちの70%が分解している、との記載がある。(判決注・甲第7号証の1の訳文の「表4」とあるのは「表6」の誤りである。)
- ② 甲7の3文献(昭和61年3月20日公開)における7頁左上欄表中「番号1」の例においては、イソチアゾロン1%水溶液のとき、65℃の温度、3日間で、その100%が分解している(甲第7号証の3・6頁右下欄1行~7頁左上欄)
- ③ 特開平1-104059号公報(甲第10号証、平成元年4月21日公開)の8頁第1表のヒドロキノン(判決注・安定剤)「添加なし」の例においては、イソチアゾロン11.6%水溶液のとき、50 $^{\circ}$ 0の温度、8日間で、その67 $^{\circ}$ 6が分解し、同頁第2表ヒドロキノンの添加「なし」の例においては、イソチアゾロン15%水溶液のとき、50 $^{\circ}$ 0の温度、15日間で、その85%が分解している、との記載がある(同6頁右上欄、8頁左上欄)。

水溶液中におけるイソチアゾロンの分解率は、温度やイソチアゾロンの 濃度に依存するものであり、これらの経過日を室温についてのものに換算すると、 甲第7号証の3(5頁左下欄)によれば、50℃の7日は室温の2月に、65℃の 7日は室温の7月に相当し、換算関係は数週間の範囲においては変化しないものと 認められるから、1月を30日とすると、上記①の表6の金属塩「なし」のイソチアゾロン25%水溶液は約86日で70%、上記②の「番号1」のイソチアゾロン 1%水溶液は約90日で100%、上記③の第1表ヒドロキノン「添加なし」のイソチアゾロン11、6%水溶液は約70日で67%、同第2表ヒドロキノン添加 「なし」のイソチアゾロンは、室温の水溶液は、約130日で85%がそれぞれ 分解しており、イソチアゾロンは、室温の水溶液中で貯蔵すると、その濃度にある 分解しており、イソチアゾロンは、室温の水溶液中で貯蔵すると、その濃度にある 影響はあるものの、数か月もすればそのかなりの部分が分解してしまうものである とが認められる。

イソチアゾロンを水性製剤とするためには、これを貯蔵し流通させるために必要な期間、例えば、室温で1年以上、同製剤の分解が抑えられる必要があるから(甲第7号証の3・5頁右下欄1行~4行)、イソチアゾロンの水溶液は、そのままでは不安定であるため製剤としては使用することができないものであると認められる。

(イ) イソチアゾロンの水性製剤として使用することが可能な程度の安定性、例えば室温で1年以上の安定性を得るために、イソチアゾロンの水溶液中にカルシウム、マグネシウム、銅等の多価金属塩を添加することは、本件優先権主張日にないて広く知られていたことであり、このような安定化組成物が市販されていた。すなわち、甲7の1文献の表6の硝酸カルシウムをイソチアゾロンに対して1モで3月(前記の換算率によれば、室温で約2年に相当する。)で分解率は0%であると記載され(甲第7号証の1)、水性製剤として使用することが可能な程度に安定とれることが記載されている。また、甲7の3文献には、イソチアゾロンは「2個の硝酸塩を含有する水溶液として市販されており」(甲第7号証の3・4頁左上欄)。

(ウ) イソチアゾロンの安定化法として、溶媒を水と特定の有機溶媒とする方法も、本件優先権主張日において知られていた。

甲7の3文献には、「本発明においては、安定化塩を使用することなしにイソチアゾロンを安定化することができる」(甲第7号証の3・4頁左上欄16行~17行)、「本発明の組成物は、約0.5~約7重量%の・・・イソチアゾロン、好ましくは約4~約14重量%の水及び安定化量のヒドロキシ溶媒を含有するものであり」(同3頁左下欄13行~16行)との記載があり、これらのヒドロキ

シ溶媒が、その特許請求の範囲の1に記載される特定のジオールやポリプロピレングリコール等(以下「特定ヒドロキシ溶媒」という。)であって、具体的には、ジエチレングリコールなどであり、その発明の詳細な説明には、「好ましいってが当ってが当り、その発明の詳細な説明には、「好ましてはプロピレングリコール、・・いる。同文献の発明の詳細な説明に記載8%でいる具体的な水性組成物の例として、92%のジプロピレングリール及解率はでの水を溶媒とするものについて、百年上欄の表の「香号2」、前記の場合の外によれば、空温で約14月に相当する。)で、5%であり、記録の一次の場合の分のでの場合に、65%であり、14月に日本のである。上記のように、イソチアゾロンは、92%のジプロピレングリコール及び8%の水とからなる溶媒とできることが示されていると認められる。といるとが示されている。といるとができることが示されていると記述されていると記述されていると記述されているとが示されているといるとが示されているといる。というには、92%のジプロピレングリコール及び8%の水とからなる容定した形で調製を安定したが示されているとが示されているというできることが示されているというには、1000円には

なお、甲7の3文献には、「本発明では、安定化塩を使用することなしにイソチアゾロンを安定化することができるが、さらに安定化塩をほんのわずかの濃度で使用することもできる。」(同4頁左上欄16行~19行)とも記載され、2価金属硝酸塩の添加によって、イソチアゾロンを更に安定化することができることが具体的に示されている(同7頁左上欄の表の「4」及び「6」)。

(I) 甲7の3文献には、「イソチアゾロン殺生剤は、その中に含まれる水、塩、および硝酸塩の含有率を最小限にするのが望ましい。例えば、ある種のエマルジョンまたは分散液は、殺生剤による保護を必要とするが、塩、特に2価のイオンを含む塩を添加すると突然沈殿物になり、不安定である。沈殿を生じないうるためには幾分の塩を含有している殺生剤は利用できなくなり」(甲第7号証のるためには幾分の塩を含有している殺生剤は利用できなくなり」(甲第7号証と下記のものには幾分の塩を含有している殺生剤は利用できなくなり」(甲第7号証と下記のものには、1、下記のもの等の防腐剤と下記のものには、1、下記のもの等の防腐剤は、アミン又はアミンた駆物質があると特定の条件と下できる。・・・3・塩の添加に対して敏感に反応するエマルジョンまたは分散でしては、途料、化粧品、床のつや出るよび接着剤のような広範囲のものを含有したものがある。」(同5頁右上欄13行~左下欄7行)との記載がある。このように、甲7の3文献には、上記のとおのおよび接着剤のような広範囲のものを含有したものがある。」(同5頁右上間13なり、大きでは、1、上記のとおでは、1、上記のとおでは、1、上記のとおでは、1、上記のとおでは、1、上記のとおり、あるいは、硝酸塩を含有しないため、硝酸塩を含むことに対しては、1、上記のとおり、あるいは、硝酸塩を含有しないため、硝酸塩を含むことにより生成が多いの発明の効果として記載されている。

甲7の3文献の上記記載からすれば、本件優先権主張日において、遊離イソチアゾロンの水性製剤として、そのための製剤に2価金属を含有したものが周知であり、その製剤が市販されていたとしても、そのための製剤に2価金属や硝酸塩が含まれることが望ましくない対象物、例えば、塗料、つや出し剤、化粧品などのエマルジョン又は分散体の殺菌に有用な製剤として、その貯蔵性が2価金属を含有したものに比し多少劣るものであるにしても、2価金属を含有しない遊離イソチアゾロンの水性製剤が知られていた。ということができる。

(オ)本件優先権主張日当時において、遊離イソチアゾロンの水性製剤がエマルジョン以外の添加対象にも用いられていることは、甲4の1文献(公告日昭和61年6月13日)の実施例5においてスライム防除剤が水性製剤(溶媒はジエチレングリコール73%及び水5%。遊離イソチアゾロン5%)として調製されていることから明らかである(甲第4号証の1)。

(カ) 刊行物1には、引用発明の殺菌組成物が添加される対象は様々な工業製品ないし工業材料であり、エマルジョンはその主要な対象であることが示されている(前記(1)(イ))。そして、本件優先権主張日当時知られていた上記諸事項を前提にすると、同刊行物には、引用発明の殺菌組成物を、これら様々な対象のうち2価金属の存在が望ましくない対象のための製剤として調製する場合には、2価金属を含まない製剤とするものであることも示されているものと認められる。すなわち、刊行物1には、実施例として、安定性が優れたものとして知られる特定ヒドロキシ溶媒の一つであるジエチレングリコールを用い、さらに2価金属硝酸塩をも含有す

る水性製剤が好適な組成として示されているとしても、2価金属の存在が望ましくない添加対象のための製剤として、その実施例の組成例から2価金属を除いた、ジ エチレングリコールなど特定ヒドロキシ溶媒と水とを含む水性製剤とすることも、 優に示されているということができる。

(キ) 以上のとおりであるから,刊行物1の上記のような記載及び本件優先権 主張日当時の技術水準に基づき、刊行物1の記載内容を解釈すれば、刊行物1に は、遊離イソチアゾロンAの、具体的にはイソチアゾロンaの水性製剤が記載され ているということができる(なお、甲5文献及び甲6文献には、「水」をイソチア ゾロンの溶媒とする旨の記載が認められるが、水溶液における遊離イソチアゾロンの容易がが低います。 の安定性が低いこと、また、イソチアゾロン水溶液の濃度がppm程度の薄いもの として調製されるもの(甲第6号証5頁右上欄8行~19行)であることからみる と、上記各文献における「水」は、イソチアゾロンの水性製剤の溶媒としてではな イソチアゾロンを処理対象に使用するときに添加される希釈溶媒として用いら れるものであると認められる。したがって、甲5文献及び甲6文献の上記記載をも って、遊離イソチアゾロンの水性製剤が本件優先権主張日における技術常識であっ たということはできない。)。

決定は、「刊行物1に係る発明の出願当時において、多価金属塩(また は多価金属イオン)を含有しないイソチアゾロン化合物(遊離イソチアゾロン)の 水性製剤は当業者に知られていたところであり(例えば、特開昭53-11852 7号公報(特許請求の範囲,第2頁左下欄第19行~同右下欄第8行),特公昭6 1-25004号公報(特許請求の範囲、実施例5)、特開昭50-95429号 公報 (特許請求の範囲の請求項4, 第5頁右上欄第8~13行) など参照)」(決 定書7頁11行~17行)と認定判断し、刊行物1の記載内容の解釈における、上記の技術常識の判断の基準時を、あたかも引用発明の出願時であるかのように記載 し、また、遊離イソチアゾロンの水性製剤が当業者に知られていたとの認定判断の 根拠として、甲4文献のみならず、甲5、甲6文献も挙げている。決定が、刊行物 1の記載内容の解釈における技術常識の判断の基準時を引用発明の出願時としたこ と、及び、甲5文献、甲6文献をその認定の根拠としたことは。それぞれ上記の意味で誤りである。しかし、決定のこれらの誤りは、刊行物1に記載された技術(引 用発明)の認定に影響するものではなく、結論に影響しない誤りであるということができることは、上述したところから明らかである。

(4) 上記認定のとおり、刊行物1には遊離イソチアゾロンaの水性製剤が示さ れているということができるから、決定の「刊行物1には「本件発明1での一般式 (I) で表されるイソチアゾロン・・・水性製剤に、有効成分として本件発明での 一般式(II)で表される化合物を配合して,効果の持続性に優れ貯蔵安定性の高 いイソチアゾロン水性製剤とする方法」・・・が記載されていると認められる。」 (決定書6頁17行~22行)との認定のうち、「刊行物1には本件発明1での一 般式 (I) で表されるイソチアゾロン・・水性製剤に、有効成分として本件発明 での一般式(II)で表される化合物を配合して、・・・イソチアゾロン水性製剤 とする方法」が記載されているとの認定に誤りはない。

取消事由2 (刊行物1に記載されたDBNPAが安定化成分であるとの認定 の誤り) について

本件発明1は、請求項1に記載されているとおり、イソチアゾロンaが1~ 20重量%配合されてなる水性製剤に、DBNPA等の安定化成分を配合して、イ ソチアゾロンaに長期貯蔵安定性を付与することを特徴とするイソチアゾロンaの 水性製剤の安定化方法,であり,公知の物質であるDBNPA等がイソチアゾロン aの水性製剤の安定化成分として使用されるところに、発明としての特徴があるも のである(甲第3号証)

決定は,「前者(判決注・本件発明1)が,配合する一般式(II)の化合 物を「安定化成分」としているのに対し、後者(判決注・引用発明)は「有効成 分」としている点で一応相違する。」(決定書6頁25行~27行)と認定した上で、「刊行物1には、DBNPAを配合した組成物が「抗菌力が強く、しかも相乗効果がある」と共に「貯蔵時および使用時の安定性が高い」、「効果の持続性に優 れている」の効果をも有することが記載されている(上記摘示事項E)のであるか ら、本件発明1でいう「安定化成分」はDBNPAの奏する複数の効果の内の一つ を示したに過ぎないものと認められ,該相違点は実質的な差違とは認められな い。」(決定書6頁28行~33行)と認定判断した。 決定の上記認定判断が最終的に是認されるかどうかを判断するに当たって

は、本件発明1と引用発明との相違点(本件発明1においてはDBNPA等を安定化成分として配合するとされているのに対し、引用発明では単に「有効成分」とれていること)が、同発明と引用発明とを対比するに当たり、本件発明1の特部では単に「有効成分に対していること)が、同発明と引用発明とある。なきな意味を有するのか、を正確に配合という技術思想を伴わないものであったとしても、それが、DBNPAを安定化成分とAを表して配合するという技術思想を伴わないものであったととも、それが、として配合するといるとして、自身にはいるのののののののののののである。というにはいているののののののののののである。というとしているのは、公知技術である引用発明が、客観のにはいるのであるの、それまでに知られていなかったもののの単なる効果の発見ととするといるといるといるといるときは、本件発明1にといまの有無が、単なる認識の有無にとどまらのにはいるととして配合するとの認識の有無が、単なる認識の有無にとどまをの構成の相違をもたらしているときは、本件発明1に新規性が認められるのは、当然である。

本件発明1は、DBNPA等を安定化成分とすることを特徴とするイソチアゾロンaの水性製剤であるから、水性製剤の安定化のために、他の手段は講じられていないものであるというべきである。しかし、遊離イソチアゾロンは水との関係で極めて不安定であり、何らかの安定化の手段を講じなければ水性製剤と成し得ないことが技術常識であったことは、前記のとおりであるから、引用発明においては、もし、DBNPAに安定化の役割が負わされていないとすれば、遊離イソチアゾロンAの安定化のために何らかの手段が講じられていると考えるのが合理的である。そして、このような安定化の手段の講じられたものが、そのような手段の講じられていない本件発明1とは別の発明であることは、いうまでもないところである。

上記の観点から決定の上記認定判断をみると、決定は、引用発明においても、遊離イソチアゾロンAの安定化のために、DBNPAに安定化成分としての役割が負わされており、同発明においても、他に安定化のための手段は講じられていない、としているものと理解することができる。そして、確かに、刊行物1には、「(発明の効果)本発明組成物は以下に述べるような特徴を有する優れた工業用殺菌剤である。・・・iii)貯蔵時及び使用時の安定性が高い。iv)効果の持続性に優れている。」(甲第2号証5頁左上欄12行~18行)との記載がある。しかし、決定の上記認定判断は、次の述べるとおり、誤りである。

(2) 刊行物1には、上記1認定のとおり、本件発明1での一般式(I)で表されるイソチアゾロン化合物の水性製剤に、有効成分として本件発明1での一般式(II)で表される化合物を配合したイソチアゾロン水性製剤、すなわち、遊離イソチアゾロンaに、有効成分としてDBNPA等を配合したイソチアゾロンaの水性製剤が記載されている。しかし、刊行物1に具体的に記載された遊離イソチアゾロンAの水性製剤は、特定のヒドロキシ溶媒を含む水性製剤であり、特定のヒドロキシ溶媒を含む水性製剤であり、特定のヒドロキシ溶媒を含まない水性製剤については、具体的な形でも一般的な形でも、何も記載されていない(甲第2号証)。そして、遊離イソチアゾロンは、何らかの形で安定化の手段を講じない限り、水の存在下で不安定となることは、従前から技術常識

であったこと、このように、水の存在下で不安定となる遊離イソチアゾロンは、上記特定ヒドロキシ溶媒がその水性製剤の安定剤として機能するために安定するものであることが、甲7の3文献に記載されている技術常識であることは、前記認定のとおりである。

このことに、刊行物1には、上記のとおり、DBNPAがイソチアゾロンAの水性製剤の安定化剤としての機能を有することは、具体的な形では記載されていないこと、本件優先権主張日当時において、DBNPAがイソチアゾロンAの水性製剤の安定化剤としての機能を有することを具体的に記載している文献があることを認めるに足りる証拠がないことを加えて総合的に考えると、当業者は、引用発明における遊離イソチアゾロンAの水性製剤においても安定化のための手段が講じられており、それは、DBNPAを加えることではなく、別の手段、例えば、甲7の3文献に示されたものである特定のヒドロキシ溶媒を用いることであると理解するものであると認められる。

- (3) 刊行物1の実施例1及び3には、イソチアゾロンaの金属塩コンプレックスの形の水性製剤で、特定のヒドロキシ溶媒を含む具体例が記載されている。当業者は、本件優先権主張日当時において、技術常識として、イソチアゾロンAの金属塩コンプレックスが存在するために、イソチアゾロンAの貯蔵時の安定性が高いものと理解するものであることは、前記のとおりであるから、引用発明のイソチアゾロンAの金属塩コンプレックスの水性製剤についても、金属塩コンプレックスが存在するために(あるいは、さらに特定ヒドロキシ溶媒も存在するために)、貯蔵時の安定性が高いものと理解するものと認められる。
- (4) 以上からすれば、引用発明のイソチアゾロンAとDBNPA等とを有効成分とする殺菌剤組成物の水性製剤は、貯蔵時の安定性が高いものであると刊行物1に記載されているとしても、当業者は、本件優先権主張日当時における上記の技術に記載と刊行物1の上記の各記載から見て、そこでいう安定化作用は、引用発明のあると理解し、把握するものであると認められ、そこでいう安定化作用が、DBNPAによるものであると理解し、把握するものと認めることはできないのである。決定によるものであると理解し、把握するものと認めることはできないのである。分とによるものであると理解し、把握するものと認めることはできないのである。分とによるものであると理解し、というよいである。というとは、DBNPAを用いることとの前記認定によりがある以上、その結論も誤りである、という以外にない。

3 結論

以上に検討したところによれば、原告の主張する取消事由2は理由がある。 そこで、原告の請求を認容することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法 7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

部

īF

幸

東京高等裁判所第6民事部

裁判官

裁判長裁判官 山 下 和 明 裁判官 設 樂 隆 一

冏